

拷問等禁止条約に抵触するテクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪をオバマ大統領

はじめ世界の指導者が結束してその撲滅に当たって頂くための要望書

(オバマ大統領宛て「テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書」添付)

2009年3月26日

外務大臣 中曽根弘文 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館21号室

電話&FAX 03-5212-4611

要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク（以後、NPO テクノロジー犯罪被害ネットワークと称する）は、1998年1月25日、任意団体「電波悪用被害者の会」として発足以来、一貫して電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使って特定個人の精神・身体を攻撃する犯罪（以後、テクノロジー犯罪と称する）、および不特定多数あるいは特定少数による人的嫌がらせ犯罪（以後、嫌がらせ犯罪と称する）を解決すべく取り組んでまいりました。

この10年間の活動で500名を越える被害者を確認し、その居住県から、全国的広がりがあることが分かってまいりました。また、定例会、相談会、アンケート調査（300名）を実施して被害実態の把握に努めてまいりました。そのアンケート調査結果に基づいて「テクノロジー犯罪被害フォーラム」を、一昨年8月6日（月）・本年8月10日（日）東京で、一昨年3月2日（日）・本年2月21日（土）大阪で開催して、一般の皆様はこの犯罪をご理解頂くための啓蒙活動を行なってまいりました。

訴え活動としては、任意団体発足当初から、総務省（旧郵政省）、法務省、環境省、警察庁等関係各機関、および森元総理大臣はじめ国会議員、47都道府県知事、警視総監および各県警察本部長、全国自治体の長に本問題へのご理解と問題解決へのご協力をお願いしてまいりました。最近では、昨年5月13日警察庁長官宛て陳情書、同日警視総監宛て要望書、5月27日法務大臣宛て告発および陳情書、6月10日衆・参両議院議長宛て陳情書、9月

26日自民党総裁・民主党代表宛て要望書、10月9日厚生労働大臣宛て要望書、10月23日文科科学大臣宛て要望書、11月11日防衛大臣宛て陳情書、11月27日総務大臣宛て陳情書、12月18日国家公安委員会委員長宛て要望書、本年1月14日麻生総理大臣宛て要望書、1月28日民主党小沢代表宛て要望書を提出して、それぞれの立場からテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の解決に向けてのご協力と善処をお願いしてまいりました。これまで提出しました陳情書・要望書は当NPOホームページ

<http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/02messagekai02.html> に掲載しておりますので参考にして頂きますようお願い申し上げます。

このように、当会は設立後一貫して、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪の実態およびその危険性を訴えるとともに、両犯罪を社会で認知させ、取り締まる法を整備し、結果として両犯罪を撲滅して被害者を救済すべく取り組んでまいりました。しかし未だ政府による明らかな取り組みは見られません。一方被害者は増えるばかりで居ながらにして拷問に等しい状態に置かれております。拷問は拷問等禁止条約で国際的に禁止されているところではありますが、同様の犯罪被害はアメリカはじめ各国で報告されております。この世界的広がりをみますと、問題の根は相当深いことが分かります。また犯罪主体を小さく捉えて解決できる問題でもないようであります。それよりも人類の営みの結果としてであると捉えた方が正しいように思われてまいりました。人類史的な犯罪を解決するには世界の指導者の結束がなければ不可能であります。ことにオバマ大統領の言動は重要でありますことから、この度オバマ大統領に宛て要望書を提出することにした次第です。その要望書ができあがりましたので事前に中曽根外務大臣にお送り致します。英文への翻訳が終わり次第アメリカ大使館を通して提出する予定ですので、中曽根大臣には事前にご一読頂きまして、その重要性をご理解の上、外交面からの働きかけ宜しくお願い申し上げます。

要望事項

拷問等禁止条約に抵触するテクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪をオバマ大統領はじめ世界の指導者が結束してその撲滅に当たって頂きますよう外交面から働きかけて下さい。

添付書類

オバマ大統領宛て

『テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書』 1部（和文13ページ）

以上